

厚木市営体育施設指定管理者募集要領

令和8年5月

(令和8年6月3日 修正)

厚木市

厚木市営体育施設指定管理者募集要領

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理について、民間事業者等が有する発想及びノウハウを活用することにより、市民サービスの向上及び経費の節減につなげようとするものです。

本市では、厚木市営体育施設（以下「体育施設」という。）の管理に当たり、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。令和9年3月31日に現在の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、令和9年4月1日以降の指定管理者となる事業者を募集します。指定管理者の指定に当たっては、より一層の利用者サービスの向上を目指し、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

<根拠法令>

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

厚木市営体育施設条例（昭和59年厚木市条例第27号）

（指定管理者による管理等）

第8条 第3条第1項に掲げる体育施設以外の体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

- ア 厚木市営東町スポーツセンター
- イ 厚木市営及川球技場
- ウ 厚木市営猿ヶ島スポーツセンター
- エ 厚木市営南毛利スポーツセンター
- オ 厚木市営玉川野球場

(2) 施設の設置目的

体育の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するための施設として、厚木市営体育施設を設置する。

(3) 施設等の概要

【厚木市営東町スポーツセンター】

- ア 所在地
厚木市東町2番1号
- イ 施設延床面積
7,107.16㎡
- ウ 概要
 - (ア) 第1体育室 床面積 991㎡
 - (イ) 第2体育室 床面積 305㎡
 - (ウ) 第1武道場 床面積 417㎡
 - (エ) 第2武道場 床面積 490㎡
 - (オ) 弓道場 床面積 647㎡
 - (カ) トレーニング室 床面積 233㎡
 - (キ) ランニングコース ほか
- エ 休場日
年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
- オ 開場時間
午前9時から午後9時まで

【厚木市営及川球技場】

- ア 所在地
厚木市及川1丁目17番1号
- イ 施設敷地面積
35,412㎡
- ウ 概要
 - (ア) 球技場 敷地面積 12,265㎡
 - (イ) スタンド 延床面積 2,302.7㎡
 - (ウ) 管理棟 延床面積 225.57㎡
 - (エ) 夜間照明施設 6基
 - (オ) スリーオンスリーバスケットコート 2面
 - (カ) 多目的広場 ほか
- エ 休場日
年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
- オ 開場時間
午前9時から午後9時まで

【厚木市営猿ヶ島スポーツセンター】

ア 所在地

厚木市猿ヶ島195番地の129

イ 施設延床面積

2,551m²

ウ 概要

(ア) 体育室 床面積 1,064m²

(イ) 多目的室 床面積 228m²

(ウ) 談話室 床面積 90m²

(エ) 事務室 ほか

エ 休場日

年末年始 12月29日から翌年1月3日まで

火曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日に当たるときは、その翌日）

オ 開場時間

午前9時から午後9時まで

【厚木市営南毛利スポーツセンター】

ア 所在地

厚木市温水西1丁目27番1号

イ 施設面積

(ア) 体育館 延床面積 3,197.86m²

(イ) テニスコート 敷地面積 17,165.77m²

(ウ) グラウンド 敷地面積 14,290.48m²

ウ 概要

(ア) 体育室 床面積 1,436.4m²

(イ) 多目的室 床面積 162m²

(ウ) 会議室 床面積 130m²

(エ) ミーティングルーム 床面積 48m²

(オ) 砂入り人工芝テニスコート 12面

(カ) 夜間照明施設 6基（コート1からコート6）

(キ) テニスコート管理棟 延床面積 333.62m²

(ク) テニスコート運営棟 延床面積 129.18m²

(ケ) 壁打ちコート 1面

(コ) グラウンド ほか

エ 休場日

年末年始 12月29日から翌年1月3日まで

オ 開場時間

午前9時から午後9時まで

【厚木市営玉川野球場】

- ア 所在地
厚木市小野286-6
- イ 施設敷地面積
16,021m²
- ウ 概要
 - (ア) グラウンド 敷地面積 10,134m²
 - (イ) 管理棟 延床面積 1,478.6m²
 - (ウ) 夜間照明施設 6基
- エ 休場日
年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
- オ 開場時間
 - (ア) 4月から9月まで 午前7時から午後9時まで
 - (イ) 10月から3月まで 午前9時から午後9時まで

3 指定管理者が行う業務の内容

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 職員の配置
- イ 予約及び受付業務
- ウ 利用承認業務
- エ 利用料金の徴取
- オ 利用料金の減免
- カ 自主事業
- キ 便益施設（売店等）の設置及び管理運営

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ア 保守管理業務
- イ 施設の修繕・補修業務（1件あたり100万円（消費税を含む。）未満の修繕等）
- ウ 駐車場及び駐輪場の管理業務
- エ その他付帯設備等の維持管理業務

(3) その他の業務等

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成（毎年度）
- イ 事業報告書の作成（利用実績、収支決算書及び人材育成事業報告書）
- ウ 管理体制の整備等
- エ 個人情報の保護
- オ 厚木市等関係機関との連絡調整
- カ 自己評価の実施
- キ 指定期間終了に当たっての引継ぎ
- ク その他日常業務の調整、実施及び報告

4 指定管理業務等に係る経費等の取扱いについて

(1) 経費等の支払について

指定管理業務に要する経費については、会計年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協定を締結し支払うこととし、支払方法は年度協定により決定します。

(2) 指定管理料の額

各年度の指定管理料は、管理運営経費(支出)から利用料金(収入)を差し引いた額とし、指定管理者が提案した額とします。本市が支払う指定管理料上限額(消費税及び地方消費税を含む。)は、次のとおりです。

年度	指定管理料上限額
令和9年度	247,400,000円
令和10年度	251,746,000円
令和11年度	265,639,000円
令和12年度	265,680,000円
令和13年度	279,268,000円
合計	1,309,733,000円

(3) 収入として見込まれるもの

指定期間中の施設の利用に係る収入は、指定管理者の収入とします。

ア 利用料金

厚木市営体育施設条例に定める利用料金を限度額として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とします。また、減免についても、指定管理者が行うこととなりますので「厚木市営体育施設条例及び同条例施行規則」及び「厚木市営体育施設運用基準」を参照してください。

イ 自主事業からの収入

ウ その他の収入

その他、売店等の便益施設の設置による収入については、全額を指定管理者の収入とします。

(4) 管理口座

管理運営に係る費用の支出及び収入は、当該団体の口座とは別の口座で管理してください。

5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

6 管理の基準

(1) 法令等の遵守

体育施設の管理に当たっては、地方自治法、労働基準法（昭和22年法律第49号）等、関連する法令並びに厚木市及び神奈川県条例等を遵守することとします。

ただし、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

【主な関連法規】

ア 地方自治法

イ 労働関係法令（労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号））等

ウ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

エ 厚木市営体育施設条例（昭和59年厚木市条例第27号）

オ 厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）

カ 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）

キ 厚木市公契約条例（平成24年厚木市条例第29号）

ク 厚木市公文書等の管理に関する条例（令和7年厚木市条例第4号）

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律等、関係法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じてください。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があります。

(3) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、厚木市情報公開条例の規定により、指定管理者を本市の実施機関と定めておりますので、適正な運用をお願いします。

(4) 文書の管理及び保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、別途文書の管理に関する規定等を定めるとともに、厚木市公文書等の管理に関する条例に基づき適正に管理及び保存をしてください。

なお、指定期間の終了時に本市の指示に従って引き渡していただきます。

(5) 事業実績報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実績報告書を作成し、年度終了後30日以内に提出していただきます。

(6) モニタリングの実施

本市が定めた指定管理者制度導入施設のモニタリング指針等に基づきモニタリングを実施します。

(7) 労働条件審査の実施

本市は、指定管理者の執行する業務について、次のとおり指定期間内に労働条件審査を実施します。

ア 社会保険労務士による調査の実施

実地調査及び書類の調査を実施しますので、指定管理者は必要な対応を行うものとします。

イ 審査実施後の措置

審査の結果、指定管理者に法令違反等があると判断した場合、本市は指定管理者に必要な改善措置を講じるよう通知及び是正通告を行います。

(8) その他

管理の基準に関する細目は、別途、本市と指定管理者の間で締結する協定で定めま

す。

7 事故への対応及び損害賠償に関すること

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその賠償をしていただきます。
- (2) 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告していただきます。

8 応募資格

(1) 申請ができるもの

法人その他の団体（以下「団体」という。）（個人での応募は不可）

ア 共同して行う申請

複数の団体が共同して申請する場合には、複数の団体が共同して構成する団体（以下「共同企業体」という。）を組織し、代表となる団体が申請してください。

なお、共同企業体の構成団体となった場合には、別に単独で申請を行うことはできません。

また、複数の共同企業体の構成団体となることもできません。

イ 欠格条項

次のいずれかに該当する団体は、申請を行うことができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、構成団体のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

(ア) 破産者で復権を得ないもの

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により本市における入札参加を制限されているもの

(ロ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの

(ハ) 国税及び地方税（特別徴収税額納入金を含む。）を滞納しているもの

(ニ) 地方自治法施行令に定める出資法人を除き、市議会の議員、市長、副市長又は、市の教育委員会、農業委員会等の委員若しくは監査委員が役員となっている団体（その役員について、地方自治法第92条の2及び同法第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）の規定中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務を行う団体（法人を除く。）の代表者その他役員」と、同法第180条の5第6項の規定中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務（その職務に関する場合に限る。）を行う団体（法人を除く。）の代表者その他役員」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、同規定に抵触するもの

(ホ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(ヘ) 厚木市暴力団排除条例第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であるもの

9 申請等の手続

(1) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和8年5月13日（水）から令和8年7月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日又は祝日を除く。）

イ 配布場所

厚木市産業文化スポーツ部スポーツ魅力創造課（厚木市役所第二庁舎8階）

ウ 市ホームページへの掲載

令和8年5月13日（水）から令和8年7月24日（金）まで

(2) 提出書類

別添の指定管理者指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、申請してください。

なお、提出書類は、返却いたしません。なお、提出された書類の著作権は団体に帰属しますが、市は提出された書類を団体の承諾を得ず、無償で公表し、使用すること

ができることとします。書類は、原則としてA4判とし、中央下にページ番号を付してください。また、提出については、正本1部、副本13部としますが、指定管理者指定申請書、事業計画書、収支予算書及び事業実施予算書並びに団体概要書については、併せてCD-ROMを提出してください。

【提出書類】

- ア 指定管理者指定申請書（第1号様式）
- イ 指定管理者指定申請書概要（第1-2号様式）
- ウ 事業計画書（第2号様式）
- エ 収支予算書及び事業実施予算書（第3号様式）

※指定期間の年度ごとに作成してください。

- オ 労働分野における質問回答書（第4号様式）
- カ 団体の概要書（第5号様式）
- キ 理事、評議員及び役員等名簿（第6号様式）
- ク 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ケ 定款、寄附行為その他団体の目的、組織、業務の執行等を示す書類
（共同企業体の場合は、指定管理者共同企業体協定書）
- コ 決算書類等

(ア) 法人税の確定申告を行っている団体

申請の日を含む事業年度（以下「申請年度」という。）前3か年度に係る団体の貸借対照表、損益計算書、法人税の確定申告書の控えの写し

(イ) (ア)以外の団体

- a 申請年度前3か年度に係る団体の貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類
- b 申請年度前3か年度に係る団体の損益計算書、収支計算書又はこれらに相当する書類
- c 申請年度に設立されたものにあつては、当該設立時における貸借対照表又は財産目録

サ 申請年度の団体の収支予算書又はこれに相当する書類

シ 申請年度直前の事業年度における、団体の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及び当該理由を記載した申立書

ス 団体の役員の氏名及び略歴を記載した書類

セ 団体が現に行っている事業の概略及び申請年度前3か年度に行っていた事業の概略を記載した書類（申請年度に設立されたものにあつては、現に行っている事業の概略を記載した書類に限る。）

※ 共同企業体による申請の場合には、カからシの書類は、構成団体ごとに提出してください。

※ 指定管理者として決定された場合には、従事社員等の名簿により、社会保険、雇用保険及び労働者災害補償保険の被保険者であることが分かる書類の確認並びに社

員等の健康診断の実施状況の確認をします。

(3) 現地説明会（見学会）

ア 開催日時

- (ア) 厚木市営東町スポーツセンター
令和8年5月20日（水）午前10時から
- (イ) 厚木市営及川球技場
令和8年5月20日（水）午後2時から
- (ウ) 厚木市営猿ヶ島スポーツセンター
令和8年5月21日（木）午前10時から
- (エ) 厚木市営南毛利スポーツセンター
令和8年5月21日（木）午後2時から
- (オ) 厚木市営玉川野球場
令和8年5月22日（金）午前10時から

イ 内容

各施設の見学

※ 当日、施設は通常の業務を行っているため、一部御覧になれない箇所がありますので御了承おきください。

エ 留意事項

- (ア) 募集要領等を当日持参してください。
- (イ) 参加人数は、申請1団体につき2人までとします。
- (ウ) 参加を希望する団体は、参加申込書（第7号様式）に必要事項を記入の上、開催日の前日午後5時15分までにEメール（8850@city.atsugi.kanagawa.jp）又はFAX（046-223-0044）で申し込んでください。
- (エ) 参加者多数の場合には、日時及び場所を変更する場合があります。

(4) 質疑事項

ア 受付期間

令和8年5月13日（水）から令和8年5月27日（水）午後5時15分まで

イ 質問票の様式

別添「第8号様式」を利用してください。

ウ 提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

なお、電話や来訪などの口頭等によるものは受け付けしません。

- (ア) 持参（5月27日午後5時15分まで）
- (イ) Eメール（8850@city.atsugi.kanagawa.jp）
- (ウ) FAX（046-223-0044）

※ Eメール及びFAXによる送付の場合は、送付の旨を事前に担当まで電話で御連絡ください。

エ 質疑事項の回答

質疑事項に対する回答は、令和8年6月3日（水）午後5時15分までに、質問者に対し書面で回答するとともに、その内容について、本市のホームページにて公表します。

(5) 申請

申請書に所要事項を記入の上、必要書類を添えて受付期間内に持参してください。

なお、郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。提出後において、提出書類の内容を変更することはできません。

また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

ア 受付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日又は祝日を除く。）

イ 受付場所

厚木市産業文化スポーツ部スポーツ魅力創造課（厚木市役所第二庁舎8階）

(6) ヒアリング審査

選考に当たり、事業計画書等の内容についてのヒアリング審査を次のとおり予定しています。

なお、応募者が多数の場合には、書類審査により、上位3者程度に絞り込み、ヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査実施の有無及び詳細については、応募者に通知します。

ア 開催日時

令和8年9月上旬（中旬・下旬）を予定しています。

イ 場所

本市が別途指定する場所とします。

(7) 留意事項

ア 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 提出書類の取扱い

提出された書類は、個人等に関する情報を除き、公開することがあります。

なお、提出書類は、返却しません。

また、理事、評議員及び役員等の名簿については、厚木市暴力団排除条例による応募資格審査のため、神奈川県警察本部へ照会します。

ウ 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（第9号様式）を提出してください。

エ 虚偽の記載をした場合の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

オ 本市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合があります。

(8) 申請に係る経費

申請に係る経費については、全て申請者の負担とします。

10 事業計画書及び収支計画書の作成について

(1) 事業計画書

ア 事業計画書に記載していただく主な事項

- (ア) 施設の適正な管理運営の基本的な理念
- (イ) 関係法令等の遵守（関係法令の遵守体制、個人情報保護の対策及び環境方針への配慮と取組）
- (ウ) 保安・警備計画（利用者への安全確保、現金等の保管、災害時の対応等）
- (エ) 維持管理業務の基本的な考え方（保守点検等の頻度、内容、体制及び再委託に当たっての市内事業者の活用）
- (オ) 業務水準の維持及び向上方策（職員の適正な配置、研修体制及び利用者への配慮）
- (カ) 実施事業計画

イ 事業計画作成上の具体的な留意点

- (ア) 利用者に対して、正確かつ迅速な対応が図れるものとする内容で作成してください。
- (イ) 実施事業計画については、利用者にとって魅力のある事業を計画及び立案し、内容、目的、時期、対象者、効果等の内容を具体的に作成し記入してください。
- (ウ) 指定管理者の業務を包括的に第三者に委託することはできません。

(2) 収支計画書

ア 収支計画書に記載していただく主な事項

- (ア) 利用料金収入
- (イ) 本市から支払う経費（指定管理料）
- (ウ) 事業収入（自主事業への参加者負担金収入等）
- (エ) 施設の維持管理費（人件費、光熱費、清掃費、保守点検費等）
- (オ) 事業の運営費（人件費、イベント費等）

イ 添付書類

収支計画書には、利用料金の案を添付してください。

ウ 収支計画書作成上の具体的な留意点

- (ア) 指定管理料（本市から支払う経費）

指定管理料については、指定管理料上限額以内とします（実際の指定管理料につきましても、提案された経費を基に予算の範囲内で決定します）。指定管理料上限額の範囲内で収支計画書を作成してください（「支出の合計」－「利用料金収入」－「その他の収入」が指定管理料となります）。

※ 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、指定管理者の請求に基づき、分割して支払います。支払時期、額及び方法は協定で

定めることとなります。また、精算は、原則として行わないものとしますが、修繕に係る執行額が計画額に満たない場合は、清算するものとします。

(イ) 修繕費用について

指定管理者が行う1件あたり100万円（消費税を含む。）未満の修繕費用については、各年度、次に掲げる金額以上の額を修繕費用として、指定管理料に含めて提案することとします。なお、次に掲げる額以上の修繕費用が掛かると判断した場合は、その金額を計上し、提案してください。各年度が終了した時点で執行額が提案額に満たない場合には、指定管理者は、提案額と執行額の差額を原則清算することとします。

なお、施設間の修繕費の流用を行う場合は、市と協議を行ってください。

施設名称	修繕費用の下限額
厚木市営東町スポーツセンター	3,600,000円
厚木市営及川球技場	1,800,000円
厚木市営猿ヶ島スポーツセンター	2,000,000円
厚木市営南毛利スポーツセンター	3,300,000円
厚木市営玉川野球場	2,100,000円

(ウ) 本業務の執行に必要な経費、事務用品、消耗品等については、経費に含めて収支計画書を作成してください。

(エ) 火災保険については、本市が加入しますが、行事等の実施に係る賠償保険は指定管理者が加入してください。

ただし、火災による施設の損傷等で指定管理者の責めに帰する損害が発生した場合には、指定管理者がその損害を負担することとなります。

(オ) 利用料金の案は、別紙「厚木市営体育施設条例第9条」を参照の上、施設ごとに単価及び金額を具体的に作成し、記入してください。

11 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、厚木市指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）が、応募者から提出された事業計画書等について審査を行います。

選定評価委員会における指定管理者候補者の審査結果を踏まえ、市長が指定管理者候補者を決定し、議会の議決を経て指定管理者を指定します。

なお、選定に係る審査基準等については、次のとおりです。

(1) 選定基準

- ア 市民等の公平な利用が確保されること。
- イ 関係法令等の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- ウ 管理業務につき、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができ、必要な人員を確保することができることと認められること。
- エ 安定した経営基盤を有していること。
- オ 事業運営が効果的かつ効率的に行われるものであること。

カ 応募価格（収支計算書に記載された金額）

(2) 選定評価委員会

ア 選定評価委員会の役割

指定管理者の指定のため、応募者から提出される書類等を審査し、指定管理者候補者を選定します。

(3) 選定手続

ア 書類審査

イ ヒアリング審査

団体の代表者（4人まで出席可）から事業計画書の内容、団体の経営状況等について、ヒアリング審査（1団体20分程度の説明を予定）を行います。

なお、応募者が多数の場合には、書類審査により、上位3者程度に絞り込み、ヒアリング審査を実施します。（ヒアリング審査実施の有無については、別途応募者に通知します。）

(4) 選定結果の通知及び公表

ア 指定管理者候補者の決定後速やかに応募者全員に通知します。（令和8年10月下旬を予定）

イ 指定管理者の指定について、議会の議決後、速やかに決定者に通知するとともに本市ホームページで公表します。

12 基本協定書等の締結

指定管理者に指定されたものは、本市と細目の協議を行い、本市との間で基本協定書及び年度協定を締結します。

(1) 基本協定書の主な内容

ア 指定期間に関する事項

イ 事業計画書に記載された事項

ウ 本市が支払うべき経費に関する事項

エ 利用料金に関する事項

オ 減免の取扱いに関する事項

カ 管理業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

キ 利用状況及び事業報告に関する事項

ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

ケ 厚木市暴力団排除条例に関する事項

コ 厚木市公契約条例に関する事項

サ その他必要と認める事項

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、本市と指定管理者が協議の上、定める

こととします。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なく協定に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 その他の事項

(1) 事務引継業務

指定管理者による管理業務の開始までの期間に引継業務として、おおむね次の業務を行っていただきます。詳細については、指定管理者に提示します。

なお、引継業務期間の費用については、指定管理者の負担とします。

ア 市からの業務引継業務

イ 現指定管理者からの業務引継業務

ウ 事業実施計画書等作成業務

指定管理期間内で実施する事業の具体的な実施計画を本市と協議の上、作成してください。

エ 各種印刷物等作成業務

各種印刷物等とは、市民向けの広報、施設利用案内パンフレット等及び施設の管理運営を開始するに当たり必要となる印刷物をいいます。

オ 広報宣伝業務

指定管理者が実施する事業等をPRしてください。

カ 本市との連携及び調整業務

キ その他指定管理の開始までに必要な業務

(2) 指定管理者の指定の取消し等

地方自治法の規定により、指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。この場合、指定管理者は本市に対し、取消しに係る損害賠償を請求できません。

(3) 厚木市スポーツ協会事務室に関する調整

現在の指定管理者である厚木市スポーツ協会については、南毛利スポーツセンター内に事務所を構えています。指定管理者が変更となった場合、指定管理施設の一部諸室を厚木市スポーツ協会の事務室として使用することについて、行政財産目的外使用に関する協議を申し込む可能性があります。

(4) 緊急事態等における指定管理者と市とのリスク分担について

(別紙、「厚木市営体育施設指定管理者仕様書」を参照してください。)

ア 不可抗力における指定管理の終了

不可抗力による当該施設の損壊等により、指定管理者による管理が不可能となったときは、不可能となった時点をもって、本市は、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者による管理を終了します。この場合において、指定管理料は、協定書において定める年額経費を日割計算で精算するとともに、利用料金制度による施設においては、指定管理者は、不可能となった時点以降の利用に係る利用料を本市に引き渡すこととなります。

なお、指定管理者は、本市に対し、取消しに係る損害賠償を請求することはできません。

イ 緊急事態における施設の使用

本市は、自然災害等の発生により、施設を市民等の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用することが必要となった場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができ、指定管理者は、誠実に要請に応じなければなりません。この場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、指定管理者において著しく不利益とならないことを基本として、本市と指定管理者との間で協議を行うこととなります。なお、指定管理の対象施設のうち、及川球技場については、地域防災計画上、指定避難所及び指定緊急避難場所に位置付けられています。

ウ 大規模修繕等に係る対応

緊急に、大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、その都度、本市と指定管理者との間で協議を行うこととなります。

なお、現時点で予定している施設改修として、市は、令和9年度に東町スポーツセンターの特定天井改修工事を予定しています。ただし、改修工事に伴う諸室の利用制限等については、現在調整中のため、管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、指定管理者としての選定後、速やかに協議を行うものとします。各施設の中期的な修繕計画等については、別添資料「厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（スケジュール抜粋）」を御確認ください。

(5) 事業の報告

指定管理者は、毎月、前月分の事業の実施状況、施設等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書を作成し、本市に報告するとともに、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、年度終了後30日以内に本市に提出することになります。

(6) 公租公課について

公租公課は、指定管理者の負担となります。

(7) 車両の駐車について

指定管理者の従業員等が通勤で使用する車両の駐車場につきましては、各自で対応することになります。

(8) 厚木市公契約条例について

本施設の管理は、労働報酬下限額が適用され、労働報酬下限額以上の労働の対価の支払、労働者等への周知等、厚木市公契約条例施行規則別表第1に掲げる事項を契約で定めます。申請に当たっては、厚木市公契約条例、厚木市公契約条例施行規則及び厚木市公契約条例の手引を理解した上で行ってください。

14 担当部署

厚木市産業文化スポーツ部スポーツ魅力創造課スポーツ施設係

担当 加藤

電話 046-225-2530

F A X 046-223-0044

E-mail 8850@city.atsugi.kanagawa.jp

【添付書類及び様式集】

1 添付書類

- (1) 厚木市営体育施設指定管理者仕様書
- (2) 厚木市公契約条例に基づく特記事項
- (3) 厚木市体育施設の平面図
- (4) 指定管理者候補者選定の審査方針
- (5) 指定管理者候補者選定の書類審査評価ポイント
- (6) 指定管理者候補者選定のヒアリング評価ポイント
- (7) 指定管理者候補者選定の審査方針に係る事務取扱について
- (8) 厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（スケジュール抜粋）

2 市ホームページ参照

- (1) 厚木市営体育施設条例及び同条例施行規則
- (2) 厚木市体育施設運用基準
- (3) 厚木市情報公開条例及び同条例施行規則
- (4) 厚木市公文書等の管理に関する条例及び施行規則
- (5) 厚木市暴力団排除条例
- (6) 厚木市公契約条例及び同条例施行規則
- (7) 厚木市公契約条例の手引
- (8) 指定管理者制度導入施設のモニタリング指針
- (9) 指定管理者制度導入施設の第三者評価実施要領

3 厚木市営体育施設指定申請書 様式集

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 指定管理者指定申請書 | (第1号様式) |
| (2) 指定管理者指定申請書概要 | (第1-2号様式) |
| (3) 事業計画書 | (第2号様式) |
| (4) 収支予算書及び事業実施予算書 | (第3号様式) |
| (5) 労働分野における質問回答書 | (第4号様式) |
| (6) 団体の概要書 | (第5号様式) |
| (7) 理事、評議員及び役員等名簿 | (第6号様式) |
| (8) 現地説明会参加申込書 | (第7号様式) |
| (9) 質問票 | (第8号様式) |
| (10) 辞退届 | (第9号様式) |
| (11) 指定管理者共同企業体協定書様式 | (第10号様式) |